

# アダム・スミス同感判断論における 相互性の構造と自然法学

## 学位論文内容の要旨

本稿は、アダム・スミスの思想を、道德判断論を主たる素材として、人間関係の相互性の構造の観点から検討し、個人とルール・秩序との関係を、社会契約論や自生的秩序とは違った観点から明らかにすることを課題としている。そのため、実定性に対する批判意識に裏打ちされた、秩序やルールの存在を前提としたより実践的な判断論に注目した。すなわち、スミスの思想を近代社会の成立原理である自然法論と社会契約論の交錯の中で検討することにより、次のことを示す。個人のレベルでは、論理的に前提された原子的な個人とは別の個人の在り方を、すなわち既存の共同体の中に生まれ、既存の規範を内面化しつつも、そこに埋没することなく、また外在的に批判するのでもなく、既存の共同体に対して反省的に構え得る個人の可能性を、判断論という形で、提示した。また社会理論のレベルにおいては、ルールや秩序の実定性に対する批判的視点を内包している自然法学の枠組みにより、自然法と実定法の二元論的構造の克服を試みたと言い得ることを示す。

「経済学の父」と称せられるスミスが18世紀を代表する道德哲学者であり、その道德哲学が、現在の学問分野で言えば、道德・法学・政治学など人間に関する学全般に亙るものであったことは、現在では学史上の常識に属する事実である。しかしながら、その中で法的世界がどのような位置にあり、どのような機能を果していたかという点は、必ずしも明らかではない。これらの点を明らかにするために、道德哲学の構造、更にそこに通底している同感の構造にまで降り立った上で、その構造の特徴を明らかにし、それが正義論・自然法学といった社会理論の構成にも反映していることを指摘する。

具体的には、第一章において、スミスの思想的境位と思想的課題を明らかにするために、近代自然法と社会契約論の交錯の中で思想史上の位置付けを再検討する。それを通して、次のような互いに絡み合った二つの問題を提起する。第一に、世俗的な近代自然法は、ヒューム、スミスらの18世紀思想において、感情論を介して受肉化され、内在化された。この過程は、どのような意義をもっていたのか。第二に、この世俗的自然法の内在化は、その過程で近代自然法成立の推進力である自然権思想・社会契約論をフィクションとして放棄した。この放棄は18世紀思想の保守性、すなわち、現存の秩序・ルールに対する反省・批判的契機の喪失を意味するのか。それとも、何らかの形で、社会契約論とは違った形で、

既存の秩序・ルールへの反省・批判をなしうるのか。

この二点を明らかにするために、判断論を素材として、思想史的にはヒューム及びルソーとの関係を考える。ここで判断という作用を通じて問題を考えるのは、次のような理由からである。すなわち、普遍と特殊との関係、ルールと個人との関係を、個別的なものが普遍に対してもつ意義を明らかにするためである。また、自然法が受肉化され内在化される諸個人の相互性を構成するのは、互いに交わされる判断を通じてであり、自然法の内在化の成否は、その相互性の構造に依存しているからである。さらに、第二の問題である既存のルールや秩序に対する反省の可能性、換言するなら、近代社会に対する弁証・反省・批判の方法的枠組みも相互性の構造に依っているからである。以上のような考察を通じて、本稿ではスミスの思想的課題を次のようなものとする。世俗的自然法の内在化の結果、もはや白紙還元による制度設計が、思想的に不適切であるだけでなく、現実にも不可能な状況下で、実定的なルール・制度を反省することはいかにして可能か。スミス思想をこのような課題に対するレスポンスとしてとらえ、その道徳判断論を再構成する。

第二章では、予備的考察として、スミスの道徳の世界の特質を、隣接領域の検討を通じて、明らかにする。まず、認識論を取り上げ、ヒュームの影響を指摘するとともに、ヒュームとは異なり、スミスが、認識論とは全く別の要素をもった独自の領域として道徳の領域（狭義の倫理学ではなく、法学も含む）を構想しようとしていたことを示す。また、スミスの学問的出発点に位置し、言語を介したコミュニケーション一般を対象とした『修辞学・文学講義』を取り上げ、基本的な学問的着想を明らかにする。同時に、そこで用いられている同感と『道徳感情論』の同感との違いについても触れる。

第三章ではまず、スミスの同感の特徴を考察し、規範の成立を介して、自然法が内在化される過程につき検討する。スミスの同感論は、感情の感染やあるいは情念の力学的な説明ではなく、あくまで道徳判断の原理として展開されている点に特色がある。道徳判断の原理としての同感は、立場の交換・状況に即した適宜性を通じて、相互主体の論理として機能し、さらには観察者と当事者の間での同感判断が積み重ねられることにより、中立的な観察者として各人の内部に一種の行為規範が成立する。これがさらに整理され、抽象化されると一般規則になる。しかしながらスミスの同感論は、sympathyという英語が現代においてもつイメージとは裏腹に、虚構的なものであることを指摘する。この虚構性の故に、スミスの同感論は、人間の相互性の中で、判断の原理として機能し、規範を相互性の中で基礎づけることに成功した。

次に、近代社会に対するスミスのスタンスを明らかにするために、同感判断における虚構性を、ルソー思想との関係でもう一度、他者性の観点からとらえ直す。そして、スミスが、ルソーが提起したポスト・コンベンショナルな人間関係の中から生ずる他者性の問題を受容しつつ、ルソーとは全く違った形でその問題を処理したことを示す。その過程でスミスは、単に既存の秩序を追認するのでもなく、超越的な基準を設定し、そこから既存のルールや秩序を批判するのでもない、判断の可能性を、またそれを通じて主体の在り方を、良心論と一般ルールに関する議論の中で提示していることを明らかにする。

第四章においては、そのような新たな主体のとらえ方が、社会理論の中でも、近代社会に対する反省のための方法的枠組みとして、貫徹していることに触れる。まずスミスの正義論を取り上げ、そのnegativeな特徴を明らかにするとともに、法学序説としての意義を検討する。また、上で挙げた二つの問題が、正義論・法論においては、ルールの感情論による基礎づけと、ルール・秩序の実定性への反省の問題として、論じられている点を示す。次に、スミスと同じく倫理的理性主義批判に基づき、同感を道德判断の原理としたヒュームにおいては、同感が功利主義的な全体の利益の知覚としてのみ機能し、道德判断の原理としての同感に挫折したことを確認する。そしてこの同感論の挫折と功利主義的への転回は、自然法の内在化の失敗を意味することを明らかにする。最後に、功利主義的な法学を直接的な批判の対象としていたスミスの自然法学の特色と方法を示す。またそれが、自然法と実定法の二元論的構造の克服の試みと評し得ること、そしてそれがかかえる困難とその可能性を指摘する。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 今 井 弘 道  
副 査 教 授 長 谷 川 晃  
副 査 教 授 川 崎 修

学 位 論 文 題 名

## アダム・スミス同感判断論における 相互性の構造と自然法学

1. 内容の概略理解の便宜のために、以下に簡単な目次を示す。内容の紹介はそれをもって代え、本論文の基本的論点をその後に簡単に示しておく。

序言

第一章 近代法の成立と社会契約論

第一節 近代自然法の成立と社会契約論の役割

第二節 世俗的自然法の内在化の過程

第三節 世俗的自然法の内在化と現実批判能力の喪失

第四節 スミス解釈に即して

第二章 sympathyと道德の世界

第一節 道德の世界の構成

第二節 道德哲学の二つの問題の区別の意味

第三節 認識論と道德論…外部感覚論

第四節 『修辞学・文学講義』とsympathy

第三章 スミス同感論の構造

第一節 はじめに

第二節 スミス同感論の基本構造

第三節 同感論における検察者と当事者…同感判断の虚構性

第四節 規範の内面化を介したルールの成立と自己判断

第五節 ルソーとスミス…コンベンションへの反省と他者の契機

第六節 スミスにおける〈値する〉判断と他者の意義

第七節 判断の分裂と優劣関係

第四章 スミス正義論と自然法学への展開

第一節 はじめに

第二節 スミス正義論

(1) 従来のアダム・スミス研究は、スミスがイギリス経験論の思想史の流れの中に位置しながら、古典経済学の成立に関わった人物つまり「経済学の父」であるという位置づけを前提として、行なわれる場合が多かった。スミスの道德哲学や法学にまで視野を広げる多くの場合にも、そのような枠組は維持された。しかし、近年の法哲学・社会哲学・政治哲学の中で〈リバタリアニズム vs リベラリズム〉・〈リベラリズム vs 共同体主義〉という枠組を軸として個人と共同体や伝統との関係・自我とその自由のあり方に大きな関心が向けられるや、スミス研究にもこのような観点から光があてられることとなった。このような問題関心が、スミスとそのリベラリズムに関する思想史的評価を、ホッブス以降の流れをあらためて射程に入れながら、再検討を迫る内実を有しているものであるということはいうまでもない。

(2) 本論文は、このような現代的問題関心を踏まえつつ、近代自然法と社会契約論の交錯の中で、この自然法思想に感情論を通して社会的内実を与え、その虚構性を克服していこうとした点で、スミスが広い意味での道德哲学者であることに注目する。スミスの法学・経済学思想は、そのような道德哲学的営為の一環として意味づけられる。ところで、これと類似の思想史的経緯を辿った人物としてヒュームが想起されよう。しかし、本論文によれば、ヒュームはこの経緯の中で、一方ではバークに至る保守主義的回路に捉えられるとともに、他方では功利主義的な短路にも陥った。つまり、自然法思想の社会的実質化にそれなりの成功を収めはしたが、その中で必ずしも個人主義のもつ批判的観点を保持しえたわけではなかった。

哲学史的には、イギリスのホッブス以降の哲学はロックを通じてヒュームに流入していくのが主流と考えられ、スミスは少なくとも哲学的にはヒュームの社会哲学の影響下にあった人物と理解されるのが通例であるが、本論文はこのような通説的な理解に疑問をもつ。なるほどスミスは認識論的議論を展開しておらず、この意味でヒュームのような哲学的包括性を欠く。しかし、本論文によれば、スミスは、バークに至る保守主義的回路に捉えられることも功利主義的な短路に陥ることもなしに自然法思想に社会的実質を与え、既存の共同体に対して反省的に構えうる個人の可能性を捉えた。とともに、ルールや秩序の実定性に対する批判的視点を内包した自然法学の枠組を提示することによって、自然法と実定法の二元論的構造の克服を試みることができた。

(3) とすれば、このような営為をスミスに可能ならしめたものは何かということが問題となる。本論文はこの点に関する鍵が、『道德感情論』におけるスミス道德哲学の同感判断論にあると考え、それに緻密にして犀利な分析を加えながら、他面でルゾー的感情論の排他性・感情を介しての集団への没入といった弊に陥ることなく、自己性と対他性のバランスある関係を維持しつつ、相互性が維持される機制を明らかにしていく。そして、自然法の社会的内実化とは、このような同感判断が無限に交わされる中で相互性の構造が構築されていく過程へと、自然法・社会契約思想を読み替えていく過程に他ならないとされる。そしてそれはまた、実定法の成立の社会的基盤の形成に関わっている。このような分析の経緯は、上に示した目次からも、それなりに読み取ることができるであろう。

## 2. 評価

(1) スミス研究の本論文における問題設定は極めて独創的なものであり、しかもそれを敷衍し、

スミスをその観点から分析し、説得的に論述することに成功している。とりわけ、本論文の核心をなすスミスの同感判断の構造についての分析は綿密なものであって、本論文を重厚なものにしている。この意味で、本論文はスミス道徳哲学研究の新たな可能性を発掘したものと評することもできる。

- (2) このような本論文におけるスミス研究は、同時に、ホブス、ロック、ルソー、ヒュームを中心とする近代自然法思想・社会契約論思想の歴史を、独自の観点から再構成することを可能にしている。無論、本論文は思想的系譜に沿った論述を行っているわけではない。しかし、個別的問題についての論述がその都度これらの思想家の議論との比較の中で進められており、それが本論文執筆者の思想的な理解が基本的に本論文のモチーフに沿って系統的かつ適確になされていることを窺わせるに十分なものであった。とりわけ、ルソー、ヒュームの思想との比較の中でのスミスの同感構造論の敷衍と検討は、思想史的研究としても固有の意味を有しうるものであると評しうるであろう。
- (3) 本論文の表題は「アダム・スミスの同感判断論における相互性の構造と自然法学」であるが、それは「アダム・スミスの同感判断論における相互性の構造」とそれに基づいた「自然法学」論の二つの部分に分かれているということが出来る。その上でいえば、上述した如く前者では十分に迫力のある議論が展開されているが、それに比べれば後者の部分は、やや説得力に欠ける憾みを残している。この部分は前者での議論をいわば歴史法学における民族精神論に対応するような社会における法的確信に関わる議論として押さえて、それを前提としてそこにスミスによる自然法と実定法の二元論的構造の克服を試み、その基本的構造を分析しようとするものということができようが、この論点には、「法の実定性」というものをどのようなものとして捉えるのかという法哲学的・法思想史的に安易には解決できない難問に関わっており、そのことが議論の説得力を削いだものと考えられる。しかし、スミス研究としても法哲学的・法思想史的研究としても興味深いこのテーマに基本的な方向づけをなしていることは、決して軽視すべきことではないであろう。
- (4) 本論文は、しかしこの点を別にすれば、固有に設定された問題に対して、基本的に十分な説得力をもった議論を展開しえているとともに、これからの法哲学的・法思想史的研究において、独立した研究者として学界の水準においてさまざまな寄与をなしうるであろう十分な学問的技量を有していることを示した。口頭諮問における議論においても適確な議論と必要な留保・抑制を行って、研究者として十分な論議能力をもっていることを示した。
- また、英語・ドイツ語の筆記試験においても、直接の専門領域に関わる英語は勿論のこと、ドイツ語についても、問題のない成績を収めた。
- (5) 以上により、本審査委員会の委員三名は、町村匡子に博士（法学）の学位を授与することが適切であるとの結論において一致した。